



発達障がいのあるお子さんのための専門療育機関 の利用希望登録について (令和7年度版)

随時受付中

大阪市

利用対象者

①～③のすべてに該当するお子さんと保護者

- ① **3歳児（年少児）～小学校3年生のお子さん**（令和7年4月1日時点）
（※平成28年4月2日～令和4年4月1日生まれ）
- ② **大阪市内に居住されているお子さんとその保護者**
- ③ **医療機関で医師から自閉スペクトラム症（ASD）の診断を受けているお子さん**

注）・自閉症、アスペルガー症候群、自閉症スペクトラム、広汎性発達障がいを含みます。
・上記診断名の「疑い」の場合はお申込みいただけません。
・過去に専門療育を受けられた方の再度のお申込みはできません。

注）令和4年4月2日以降に生まれた方の
申込受付は、令和7年10月受付開始です。
※令和7年4月1日時点で年少児未満の方

内容

①療育 (20回／概ね2週間に1回)

●個別の療育

自閉スペクトラム症の特性を踏まえ、お子さんの身辺自立や集団に適応する力を伸ばすための個別の支援プログラムに基づく療育を行います

●親子通園

保護者の方が、療育を通してお子さんの特性を理解し、療育場面で身につけたことを日常の生活の場へひろげていくことをめざします。

②保護者研修 (10項目／概ね月1回)

- 自閉スペクトラム症の特性について正しく理解し、特性に配慮した対応が日常的に行えるよう支援します。

※療育・保護者研修ともきょうだい児の同伴はできません
※日本語での対応となります。

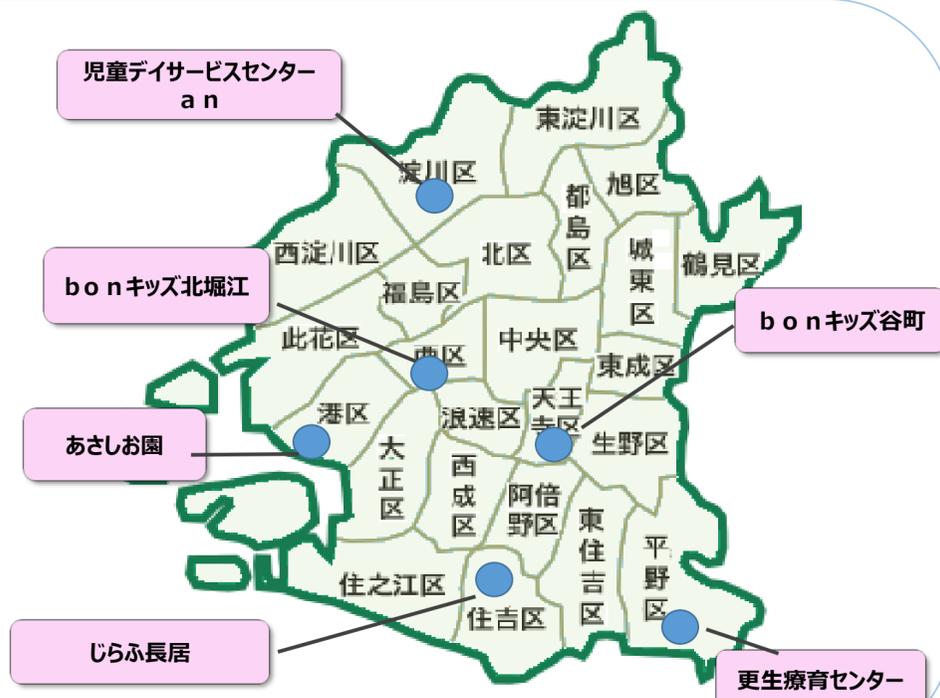
【利用期間】 1年間

※保護者同伴で一年間継続しての通所と保護者研修への参加が必要です。

【療育機関】

	利用開始時期	学齡児利用可能	機関名	所在地
A	4月	○	児童デイサービスセンター-an	淀川区
B			大阪市更生療育センター	平野区
E		○	じらふ長居	住吉区
C	9月		bonキッズ谷町	天王寺区
D		○	bonキッズ北堀江	西区
F			大阪発達総合療育センターあさしお園	港区

※詳しくは、各専門療育機関の案内チラシをご覧ください



費用

①療育：受給者証の利用

児童福祉法に基づく障がい児通所支援サービス（児童発達支援・放課後等デイサービス）として提供するため、受給者証をお持ちでないお子さんは、お住まいの区の保健福祉センター福祉業務担当にて「障がい児通所給付」の支給申請を行い、受給者証の交付を必ず受けてください。申請については、お住まいの区の保健福祉センター福祉業務担当にお問い合わせください。

②保護者の研修：無料

お申込については裏面をご参照ください



申込方法：郵送

「**専門療育機関 利用登録申込書**」をダウンロードし、下記申込み先に郵送または持参で提出する

※申込み用紙は大阪市ホームページよりダウンロードできます。

[「発達障がいのあるお子さんのための専門療育機関の利用希望登録について」](#)

※診断書の添付は不要です。

大阪市ホームページ



申込方法：オンライン

[大阪市行政オンラインシステム](#)にログインし申請する

注) ご利用には大阪市行政オンラインシステムへの利用登録が必要です。
大阪市ホームページ⇒大阪市行政オンラインシステム で検索
システムトップページ右上より[新規登録]してください。

行政オンラインシステム



申込から利用開始までの流れ

① 療育の利用開始の案内は、**申込順**に利用可能な時期になりましたら、**発達障がい者支援室**より電話で行います。

② 療育機関から**説明会等の案内**があります。

③ 説明等ののち、**療育機関と利用契約し療育開始**となります。

※第1希望の療育機関の利用案内開始から、2年間利用案内を行っても利用されない場合は、申請を取り下げさせていただきます。必要時に再度お申込ください。

※小学3年生で申込まれた場合は、待機状況によってはご案内ができない場合もあります。

※療育機関の状況により、ご希望以外の療育機関のご案内をすることがあります。

【利用のご案内の電話の時期の目安】
4月開始：1月末頃～2月頃
9月開始：6月末頃～7月頃



【申込・問合せ先】

大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター
発達障がい者支援室
〒547-0026 大阪市平野区喜連西6-2-55
電話 (06) 6797-6560



【お知らせ】

子どもへの接し方や子育てで悩んでいる発達障がいのあるお子さんの保護者を対象としたペアレント・トレーニング講座などもご利用ください。

【主催】エルムおおさか（大阪市発達障がい者支援センター）

ホームページ

